

第 180 回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 平成 24 年 10 月 22 日（月）15 時 00 分～16 時 35 分
2. 場 所 ホテル ニューサンピア敦賀 2 階 若狭の間
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
 - （1）原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成 24 年度 第 1 四半期）
 - （2）原子力発電所から排出される温排水調査結果（平成 24 年度 第 1 四半期）
 - （3）発電所の運転および建設状況（平成 24 年 8 月～10 月）
 - （4）福島第一原子力発電所事故に関する各事故調査報告書の検討結果について
 - （5）原子力規制委員会および原子力規制庁の設置について
5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成24年度 第1四半期）
[県 原子力環境監視センター 前川 所長より説明]
- (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果（平成24年度 第1四半期）
[県 水産試験場 石原 場長より説明]
- (3) 発電所の運転および建設状況（平成24年8月～10月）
[県 原子力安全対策課より説明]

（県議会：石川 議員）

- ・ 11 基の原子力発電所が定期検査中ということだが、定期検査は普通ならばもっと短い期間でできるはずである。福島第一原発事故以降、しっかりと点検を実施しており、時間がかかっているということはわかるが、膨大な経費をかけて、こんなに長く定期検査を実施していて良いのかどうか。

（原子力安全対策課：岩永 課長）

- ・ 現在、定検を実施している原発は県内に11基あり、福島第一原発事故以降、定期検査で計画的に止めたものである。再稼働については、昨年7月の時点ではストレステストを実施し、当時の原子力安全・保安院および原子力安全委員会が確認した上で、政府が判断するという事で、事業者はストレステストを実施し、保安院等で審査が行われた。今年9月に規制委員会が発足したが、今後、福島第一原発事故を反映した安全基準を作ったうえで判断していくと委員長は記者会見等で発言されている。
- ・ 県としては、国等の取組みについて見極めていきたい。

（県議会：石川 議員）

- ・ 定期検査についてこれを進めて良いのか悪いのか、事業者にとっては大変心配で、大変経費がかかっていることだと思う。この点について、誰が責任を持つのか。県は回答しづらいかもしれないが、回答できる方がいれば回答願いたい。
- ・ 定検を延ばして費用をどんどん使って、このような無駄なことを、いつまで国はやらせておくのか。

（県：石塚 安全環境部長）

- ・ 再稼働の基準については規制委員会のほうでやるのか、政府のほうでやるのか、新聞紙面上に出ているが、委員長の見解や総理の見解と違うように聞いている。

(県：石塚 安全環境部長) 続き

- ・今まで我々立地は、安全を大前提として、国の原子力政策に協力してきた。今後、安全をしっかりと確保するという前提の上で、国のほうでしっかりと原子力政策を定めて、それに我々として協力できるものは協力していくということで、国のほうで責任を持った対応をしていただきたい。

(県議会：石川 議員)

- ・40年運転制限についても見通しが立っていない。何度も申し上げるが、やっていいのか悪いのか、どういった状態ならば発電をしてもいいのかということがわからない状態で、(定期検査等を)進めていくということは、事業者だけでなく、国も県も、全てに損害が生じる。こういったことをどうするのか。

(県：石塚 安全環境部長)

- ・40年運転制限については、国が、原則として40年の運転、ただし延長を1回限り認める、という制度を作った。ただこの制度自体も見直しの規定があり、今後どのように運用していくのか、延長の基準はどうなのかということについて、早く明らかにするようにかねてから国に要請している。
- ・現状では何もわからず、我々としては注視しているという状況である。

(高浜町議会：的場 議長)

- ・規制委員会で新しい安全基準を来年3月から7月に策定するとのことである。その後、それに照らして再稼働についての安全の確認を規制委員会が行うのか、政府が最終的に再稼働についての判断を下すのか、規制委員会は安全だという審査結果だけを出すといったことが言われている。
- ・新しい安全基準について、来年3月から7月までというのを黙認しないで、出来るだけ早く基準を策定させる、全精力を上げて基準を作れということを要望しているかどうかについて確認したい。
- ・十分な基準を作るためには、ある程度の期間が必要だということは分からなくもないが、地元としては、出来るだけ早く地域の住民に対して新しい基準が示され、それに照らして安全かどうかという判断を早く出してほしい。

(県：石塚 安全環境部長)

- ・立地は目の前に原発を抱えており、稼働中のものも停止中のものも安全ということがかねてから第一の関心事である。これを曖昧なままにしておくと、いろいろ不安もおきてくるので、当然、基準策定を急ぐ必要があり、県としても一番の要望として急いで決めるようかねがね要望している。

(高浜町議会：的場 議長)

- ・原子力規制庁としての考えもお聞かせ願いたい。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・新しい規制体系については、来年3月を目途にパブリックコメントにかける案を作成すること、パブリックコメントを経た上で夏前には法律を施行することとなる。
- ・新しい規制については一定の検討期間は必要である。昨年の福島第一原発事故の大きな反省を踏まえた対策を着実に実施していきたい。

○議題説明

- (4) 福島第一原子力発電所事故に関する各事故調査報告書の検討結果について
[関西電力株式会社 勝山 原子力発電部門統括より説明]

質疑なし

○議題説明

(5) 原子力規制委員会および原子力規制庁の設置について

[原子力規制委員会 原子力規制庁 森田 地域原子力安全統括管理官より説明]

(県議会：石川 議員)

- ・経済産業省から保安院を切り離して規制委員会ができたということは大変すばらしいことではあるが、やることはこれまでと同じではないのか。
- ・先ほど申したとおり、稼働できるのかどうか、運転期間が40年を超えたものについてどうするのかわからない状態で、定期検査を継続していることが問題であり、経済的損失もあると思う。こうしたことをまず先に手をつけないといけない。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・今までやっていたのではないかという事については、これまでも安全確保を第一にやってきて、その点については変わらない。福島第一原発事故の反省として、被規制者からの独立、政治からの独立ということで、国会で法律がつくられた。安全第一ということ是不変変わらないが、今後も安全第一を最優先で、安全のみを考える組織としていきたい。
- ・40年超の運転期間、シビアアクシデント問題、バックフィットといった規制については、法律上、規制委員会になってから10ヶ月間で考え、実施しなさいと決められている。9月19日に規制委員会が発足しましたので、来年7月19日までにその規制を実施しないといけない。その間、地元には不安があるとは思いますが、安全第一に考えていくので、よろしくご理解いただきたい。

(県議会：石川 議員)

- ・10ヵ月後に答えが出てくるということだが、その出方について非常に問題があると思う。10ヶ月間待つ者の気持ちになったら大変である。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・田中規制委員長は、来年3月を目途に規制の骨子を作成するということを記者会見で申し上げている。そこで骨子が出来たら、一般の方々、原子力に関わっている学者方、事象者の方々などからコメントを集め、そのコメントを反映させた基準を来年7月19日より前に実施するというのが目標である。
- ・来年3月頃を目途にやっていく議論については、出来るだけ公開をして、情報提供などを含めて、透明性の高い議論にしていきたいと思います。

(県議会：石川 議員)

- ・規制委員会とは関係ないでしょうが、先日の報道によると、新規発電所は作らないが、進める所もあるという。福井県では、敦賀3, 4号機については認めないという。また、原発の交付金が2011年は出ているが、2013年については交付しないというような報道もなされている。事業者はすでに造成を行っており、1500とも2000億円とも言われる費用を費やしている。
- ・これをただ軽々に内閣が敦賀3, 4号機を認めないといわれたら、この損害は誰が持つのか。国が持つのか、事業者が泣き寝入りをしなればいけないのか。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・損害について、規制委員会としては、科学的、技術的に安全対策がとられ、リスクが十分低く抑えられているということを確認するのが法律上の求めである。
- ・規制委員会、規制庁は、原子力規制を行うこと、それに専念することで、法律上の役割、期待に応えていく。

(県：石塚 安全環境部長)

- ・原発の新增設については、先般の革新的エネルギー・環境戦略で、原則として新增設をしないと記載されているが、この戦略の閣議決定においては参考資料の位置付けである。また、その後に、工事を始めているところはやってもよいなど、様々な発言が出ている。
- ・県としては、このことに対する（政府の）対応がまだ決まっていない、どのように運用されるのか決まっていないと理解しており、このことについてしっかりと議論してほしいと要望をした。

(美浜町：山口 町長)

- ・森田統括管理官は資料 No. 5-1 の組織図の中で、どこに位置されるのか。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・私は、資料 No. 5-1 の2ページ目の組織の図の中の「地域原子力安全連絡調整官」であり、全国で5人のうちの1人である。

(美浜町：山口 町長)

- ・原子力の理解を得るためには、安全に対する説明をきちっとやるのが重要である。本日、統括管理官に協議会でご説明いただいたが、今後も保安院と同様に、安全に対する説明をしていただけるのか。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・安全に関する話題について、例えば地元への説明会や協議会、会議、あるいは議会への説明などであれば、これまで同様、説明をしていきたい。

(美浜町：山口 町長)

- ・規制委員会への要望については今までと同様に出来るのか。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・安全に関する要望の新しい組織の中での扱い方については、具体例を見ながら検討する。

(美浜町：山口 町長)

- ・立地としては安全確保は非常に重要であるので、規制委員会においても要請に対してきちっと対応していただきたい。
- ・40年超の運転基準について、科学的・技術的に説明してほしいと要望を出しているが、そのほか問題も含めて、基準は科学的・技術的に説明できるものとしていただきたい。また、情報公開に努めるとともに、立地の意見も聞いていただきたい。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・要望については承った。

(高浜町：野瀬 町長)

- ・先ほどの説明で、基準に関してパブコメを実施するという話があったが、この夏に行われた革新的エネルギー・環境戦略のパブコメと同様に、フリーアクセスで受けられるようなパブコメになるのか。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・パブコメの具体的な方策についてはまだ決まっていない。

(高浜町：野瀬 町長)

- ・革新的エネルギー・環境戦略のパブコメについては、エネルギー戦略を詳細に見通した意見というよりは、アレルギー的な意見が圧倒的に多かった。規制委員会や規制庁のスタンスは科学的・技術的な知見に立つということだが、パブコメの意見を科学的・技術的意見ではないと切って捨てるのか。パブコメは規制委員会の性質、役割を考えると違和感を感じるので、納得のいく手法で進めていただきたい。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・パブコメについては、今後どのようにしていくかを検討する予定である。

(高浜町：野瀬 町長)

- ・今回のエネルギー・環境戦略の迷走も、パブコメが原因だと思うので、その点を反映して、規制委員会としてしっかりとした進め方をしていただきたい。
- ・原発の運転再開については、基礎的な基準が出来て、各プラントの判断が行われると思うが、各プラントの判断は、一基あたりでどれくらいの時間を要するようなスケジュールとなっているのか。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・期間についても具体的な情報はない。今後、基準の案が作られていく中で具体化されるものと思われる。

(高浜町：野瀬 町長)

- ・現時点では何も明確にご回答いただけないことがわかった。
- ・立地地域としては、たなざらし状態が非常に長く続いており、モチベーション維持を頑張っているという状態である。そういった現状も念頭においていただき、出来るだけ早く道筋を示していただきたい。

(県：満田 副知事)

- ・福井県は全国で唯一原発が動いているところであり、動いていなくても使用済燃料の保管という問題もある。早期に基準を示すことについては、規制委員会、規制庁に伝えていただくようお願いしたい。

(高浜町議会：的場 議長)

- ・調整官として地元の意見を聞いて、基準に反映させるという役割について、どのようにお考えか。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・私は地域との連絡役が仕事である。若狭地域には24名の規制庁職員が働いており、毎日発電所へも出勤している。こうした情報を本庁へ伝達するというのが私の仕事だと認識している。

(おおい町：時岡 町長)

- ・過去のシビアアクシデント事例については、福島第一事故は外部要因、スリーマイル事故とチェルノブイリ事故は内部要因が原因である。40年超の運転制限の基準ではこの点について検討が行われるのか。
- ・40年超の運転制限についての基準について、PWRとBWRの型式の違いについてどのように判断する方針なのか。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・40年超の運転については、安全装置、冷却装置、閉じ込め機能などの装置の健全性がどの程度のものなのかについて確認する。これらについては内部の事象からの影響をどの程度制御できるのかという判断になってくる。一方外部からの影響については、シビアアクシデント対策ということでフォローしていく。
- ・PWRとBWRと型式が違えば安全装置の型式も違ってくる。また、原子炉の形の違い、年代の違いということを含め、40年超の対策が十分出来ているか、またシビアアクシデント対策が十分出来ているかが重要となる。
- ・どのような手続きとなるかは決まっていないが、各プラントに対し、最新の知見に適合しているか、40年超の対策がとられているか、シビアアクシデント対策が採られているかを確認していくこととなる。
- ・現在はそのような作業をするための基準作りを進めているところである。

以上